

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 療養介護（第3条・第4条）
- 第3章 生活介護（第5条 第8条）
- 第4章 自立訓練（機能訓練）（第9条・第10条）
- 第5章 自立訓練（生活訓練）（第11条 第14条）
- 第6章 就労移行支援（第15条 第17条）
- 第7章 就労継続支援A型（第18条 第22条）
- 第8章 就労継続支援B型（第23条）
- 第9章 多機能型に関する特例（第24条・第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第48号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 療養介護

（従業者の配置の基準）

第3条 条例第5条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- (1) 管理者（条例第5条第1号に規定する管理者をいう。） 1
 - (2) 医師 健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成10年厚生省告示第210号）に規定する数以上
 - (3) 看護職員（条例第5条第3号に規定する看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 療養介護の単位（療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上
 - (4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上。
ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除して得た数を控除して得た数を生活支援員の数に含めることができる。
 - (5) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下の場合 1以上
 - イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に療養介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
- 3 第1項各号に規定する従業者（同項第1号から第3号までに掲げる者を除く。）は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第1項第1号の管理者は、専ら当該療養介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従

事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 5 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第5号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(規模)

第4条 条例第7条の市規則で定める基準は、20人以上の人員を利用させることができる規模とする。

- 2 複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位ごとの利用定員は、20人以上とする。

第3章 生活介護

(従業者の配置の基準)

第5条 条例第33条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- (1) 管理者(条例第33条第1号に規定する管理者をいう。) 1
- (2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 看護職員(条例第33条第3号に規定する看護職員をいう。以下この条、第9条及び第11条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数以上とすること。

(ア) 利用者の平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数

(イ) 利用者の平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

(ウ) 利用者の平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

- (4) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下の場合 1以上

イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に生活介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

- 3 第1項各号に規定する従業者(同項第1号に掲げる者を除き、条例第33条ただし書の規定により、第1項第3号の理学療法士又は作業療法士に代わって置かれる機能訓練指導員を含む。)は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 第1項第1号の管理者は、専ら当該生活介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 5 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

- 6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(規模)

第6条 条例第35条の市規則で定める基準は、20人以上の人員を利用させることができる規模とする。

- 2 複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位ごとの利用定員は、20人以上とする。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第7条 条例第36条第3項の市規則で定める基準は、6人以上の人員を利用させることができる規模とする。

(設備の基準)

第8条 条例第37条第1項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

第4章 自立訓練(機能訓練)

(従業者の配置の基準)

第9条 条例第51条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- (1) 管理者(条例第51条第1号に規定する管理者をいう。) 1
 - (2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
 - イ 看護職員の数は、1以上とすること。
 - ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。
 - エ 生活支援員の数は、1以上とすること。
 - (3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下の場合 1以上
 - イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 自立訓練(機能訓練)事業者が、自立訓練(機能訓練)事業所における自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(機能訓練)(以下この項において「訪問による自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、前項の規定による従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に自立訓練(機能訓練)の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
- 4 第1項各号に規定する従業者(同項第1号に掲げる者を除き、条例第51条ただし書の規定により、第1項第2号の理学療法士又は作業療法士に代えて置かれる機能訓練指導員を含む。)及び第2項に規定する生活支援員は、専ら当該自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の管理者は、専ら当該自立訓練(機能訓練)事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練(機能訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練(機能訓練)事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練(機能訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 6 第1項第2号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(準用)

第10条 第6条から第8条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第5章 自立訓練(生活訓練)

(従業者の配置の基準)

第11条 条例第56条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- (1) 管理者(条例第56条第1号に規定する管理者をいう。) 1
- (2) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数とイに掲げる利用者の数を10で除して得た数との合計数以上

- ア イに掲げる利用者以外の利用者の数
- イ 宿泊型自立訓練の利用者の数
- (3) 地域移行支援員 1以上
- (4) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下の場合 1以上
 - イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 健康管理等を要する利用者のために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所における前項第2号の規定の適用については、同号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法で」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。
- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項の規定による従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に自立訓練（生活訓練）の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
- 5 第1項各号（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する従業者（第1項第1号に掲げる者を除く。）は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号の管理者は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 7 第1項第2号（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（規模）

第12条 条例第57条の市規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊型自立訓練又は宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）のいずれか一方のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、20人以上の人員を利用させることができる規模とすること。
- (2) 宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、宿泊型自立訓練については10人以上の人員を、宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については20人以上の人員を利用させることができる規模とすること。

（設備の基準）

第13条 条例第58条第1項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 2 条例第58条第2項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。

イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

3 条例第58条第5項の市規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(準用)

第14条 第7条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、同条中「6人以上」とあるのは、「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

(従業者の配置の基準)

第15条 条例第61条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 管理者(条例第61条第1号に規定する管理者をいう。) 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(3) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

(4) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下の場合 1以上

イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に就労移行支援の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項各号に規定する従業者(同項第1号に掲げる者を除く。)は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専ら当該就労移行支援事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(認定就労移行支援事業所の従業者の配置の基準)

第16条 条例第62条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 管理者(条例第62条第1号に規定する管理者をいう。) 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下の場合 1以上

イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前条第2項から第5項まで及び第7項の規定は、条例第62条の市規則で定める基準について準用する。

(準用)

第17条 第6条から第8条までの規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第6条ただし書中「生活介護事業所」とあるのは、「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

(従業者の配置の基準)

第18条 条例第70条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 管理者(条例第70条第1号に規定する管理者をいう。) 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下の場合 1以上

イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に就労継続支援A型の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項各号に規定する従業者(同項第1号に掲げる者を除く。)は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専ら当該就労継続支援A型事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(規模)

第19条 条例第71条の市規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 10人以上の人員を利用させることができる規模とすること。

(2) 条例第75条第2項の規定により就労継続支援A型を提供する場合において、同条第1項の規定により雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10人を下回らないものとする。

(3) 条例第75条第2項の規定により就労継続支援A型を提供する場合において、条例第77条第1項に規定する雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、9又は当該就労継続支援A型事業所の利用定員に100分の50を乗じて得た数のいずれか小さい数を超えないものとする。

(設備の基準)

第20条 条例第72条第1項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第21条 条例第81条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第22条 第7条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、同条中「6人」とあるのは、「10人」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

(準用)

第23条 第6条、第7条、第18条及び第20条の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第7条中「6人」とあるのは、「10人」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

(従業者の配置の基準等の特例)

第24条 条例第86条第1項の市規則で定める数は、20人とする。

2 条例第86条第1項の市規則で定める基準は、第5条第5項、第9条第6項及び第7項、第11条第7項、第15条第5項及び第6項並びに第18条第5項(第23条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第139号)の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる従業者(同条例第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤の者とする。

3 条例第86条第2項の市規則で定める基準は、第5条第1項第4号及び第6項、第9条第1項第3号及び第8項、第11条第1項第4号及び第8項、第15条第1項第4号及び第7項並びに第18条第1項第3号及び第6項(これらの規定を第23条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の事業ごとの利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。この場合において、サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(1) 利用者の数の合計が60以下の場合 1以上

(2) 利用者の数の合計が60を超える場合 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(利用定員に関する特例)

第25条 条例第87条の市規則で定める利用定員は、多機能型事業所の事業ごとの利用定員(当該多機能型事業所において、多機能型児童発達支援事業等を行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合における当該多機能型事業所の事業ごとに次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(多機能型の就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。))をいう。) 6人以上

(2) 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立

訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練について10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）について6人以上とする。

- (3) 多機能型就労継続支援A型事業所（多機能型の就労継続支援A型事業所をいう。）及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上
- 2 次に掲げる多機能型生活介護事業所に係る多機能型事業所にあっては、第6条及び前項の規定にかかわらず、利用定員を当該多機能型事業所において行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- (1) 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を利用させるものであって、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行うもの
- (2) 主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行うもの

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- （生活介護事業所の従業者の配置の基準に関する経過措置）
- 2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第5条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上とする。
- (1) 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
- ア 利用者の平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数
- イ 利用者の平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数
- ウ 利用者の平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数
- (2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に生活介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
- （宿泊型自立訓練に関する経過措置）
- 4 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下この項及び次項において「旧障害者自立支援法」という。）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）の建物として平成18年10月1日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において宿泊型自立訓練を行う場合における第13条第2項第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「1人」とあるのは「精神障害者生活訓練施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）第1条第1号の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）附則第3条の規定の適用を受けていたものを除く。）にあっては2人以下と、精神障害者生活訓練施設（同条の規定の適用を受けていたものに限る。）にあっては4人以下」と、「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「4.4平方メートル」と読み替えるものとする。
- 5 旧障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた旧障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の8に規定する知的障害者通勤寮（以下「知的障害者通勤寮」という。次項に規定するものを除く。）の建物として平成18年10月1日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において宿泊型自立訓練を行う場合における第13条第2項第1号の規定の適用につい

ては、当分の間、同号中「1人」とあるのは「4人以下」と、「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」と読み替えるものとする。

- 6 障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）第1条第6号の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）附則第4条の規定の適用を受けていた知的障害者通勤寮の建物として平成18年10月1日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において宿泊型自立訓練を行う場合における第13条第2項第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」と読み替えるものとする。